

別表六の二(二十二)

「21」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除に関する明細書

連 結 事 業 年 度 . . . 法人名 ()

雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十二)付表「1」の合計)	1	円	個別給与控除額の合計額 (各連結法人の別表六の二(二十三)「16」の合計)	12	円
比較雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(25)の合計)	2		雇用者給与等支給増加額 (3) - (12) (マイナスの場合は0)	13	
調整前雇用者給与等支給増加額 (1) - (2) (マイナスの場合は0)	3		法 人 税 額 中 控 除 限 結 度 法 額 (7) ≥ 2.5%の場合において、(11) ≥ 10%若しくは(8) = (10) > 0のとき又は経営力向上要件を満たすとき (13) × $\frac{25}{100}$ 同上以外の場合 (13) × $\frac{15}{100}$ ((7) < 0.015の場合は0)	14	
継続雇用者給与等支給額の合計額 (各連結法人の(30の①)の合計)	4			15	
継続雇用者比較給与等支給額の合計額 (各連結法人の((30の②)又は(30の③))の合計)	5				
継続雇用者給与等支給額 (5) =					
教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(31)の合計)	8		控 除 額 の 計 算 当 期 税 額 基 準 額 (17) × $\frac{20}{100}$	18	
中小連結法人比較教育訓練費の額の合計額 (各連結法人の(36)の合計)	9		当 期 税 額 控 除 可 能 額 ((16)と(18)のうち少ない金額)	19	
教育訓練費増加額 (8) - (9) (マイナスの場合は0)	10		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(三)「7の㉑」)	20	
教育訓練費増加割合 $\frac{(10)}{(9)}$ (9) = 0の場合は0)	11		法 人 税 額 の 特 別 控 除 額 (19) - (20)	21	

「21」欄

中小連結法人が給与等の引上げを行った場合の法人税額の特別控除を適用している場合
 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「令和3年旧措置法第68条の15の6第2項」
 ② 「区分番号」欄：「10610」
 ③ 「適用額」欄：「21」欄の金額

各 連 結 法 人 の 比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 計 算			
前連結事業年度又は前事業年度	国内雇用者に対する給与等の支給額	適用年度の月数 (22)の前連結事業年度又は前事業年度の月数	比較雇用者給与等支給額 (23) × (24)
22	23	24	25
：	：	円	円

各連結法人の継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算			
	継続雇用者給与等支給額の計算 適用年度	継続雇用者比較給与等支給額の計算 前連結事業年度等	前一年連結事業年度等特定期間
	①	②	③
連結事業年度等又は事業年度等	26	：	：
雇用者給与等支給額	27	別表六の二(二十二)付表「1」 円 (23)	円
同上のうち継続雇用者に係る金額	28		
$\frac{\text{適用年度の月数}}{\text{(26の③)の月数}}$	29		円
継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額 (28)又は((28) × (29))	30	円	円

各 連 結 法 人 の 中 小 連 結 法 人 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 等 の 計 算	
教育訓練費の額	31 円

(注) 本別表は、連結親法人事業年度が令和3年4月1日以前に開始した連結事業年度である場合が対象となります。
 連結親法人事業年度が令和3年4月1日以後に開始する連結事業年度である場合については、P35をご参照ください。

中 小 連 結 法 人 比 較 教 育 訓 練 費 の 額 (35の計) ÷ (調整対象年度数)	36	円
---	----	---

別表六の二(二十二) 令三・四・一以後終了連結事業年度分